

令和7年3月26日

住宅・建築物防災力緊急促進事業（調査事業）を実施する者の公募の審査結果について

国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室

次のとおり、住宅・建築物防災力緊急促進事業（調査事業）を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和7年3月11日～令和7年3月25日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 2) 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。
- 3) 建築関係法令の内容を熟知し、住宅・建築物の安全性向上に係る専門的・技術的知見を有すること。
- 4) その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。
- 5) 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

<選定した事業者>

提案者 1 者（一般財団法人日本建築防災協会）

採択者 一般財団法人日本建築防災協会